



# 鳥取県公報

平成 21 年 12 月 8 日 (火)  
第 8 1 5 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正 (732) (文化政策課) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定 (733) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (734) (〃) . . . . . 3
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (735) (〃) . . . . . 3
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (736) (水・大気環境課) . . . . . 3
	貸金業法による登録の取消し (737) (経営支援チーム) . . . . . 4
	保安林の指定予定 (738) (森林・林業総室) . . . . . 4
	土地改良事業計画の変更の認可 (739) (中部総合事務所農林局) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (740) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (741) (〃) . . . . . 5
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (83) . . . . . 5
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (中部総合事務所県土整備局) . . . . . 6
◇ 正 誤	平成 21 年 12 月 1 日付鳥取県告示第 717 号中訂正 . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第732号

平成21年鳥取県告示第720号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき平成21年12月8日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成21年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																														
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">DVDレコーダ</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 1,010円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p>	区 分			利用料	施設	設 備 名	設置数	略				その他	DVDレコーダ	<u>2</u>	1台1回につき 1,010円	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">DVDレコーダ</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 1,010円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p>	区 分			利用料	施設	設 備 名	設置数	略				その他	DVDレコーダ	<u>1</u>	1台1回につき 1,010円
区 分			利用料																												
施設	設 備 名	設置数																													
略																															
その他	DVDレコーダ	<u>2</u>	1台1回につき 1,010円																												
区 分			利用料																												
施設	設 備 名	設置数																													
略																															
その他	DVDレコーダ	<u>1</u>	1台1回につき 1,010円																												

### 附 則

この告示は、平成21年12月8日から施行する。

## 鳥取県告示第733号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日

ふくいち薬局	米子市福市862-10	平成21年11月1日
--------	-------------	------------

**鳥取県告示第734号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
せいきょう訪問看護ステーション すずらん	鳥取市末広温泉町203	平成21年10月17日

**鳥取県告示第735号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
ふくいち薬局	米子市福市862-10	平成21年10月31日

**鳥取県告示第736号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称  
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
淀江都市計画下水道事業 米子市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成6年9月20日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
追加する部分  
米子市淀江町小波字灘浜の一部、淀江町西原字井出狭、字下井出狭、字沼田、字東外ヶ浜及び字白浜二の

各一部、淀江町今津字下谷の一部、淀江町淀江字大垣の一部

削除する部分

なし

変更する部分

米子市淀江町小波字横道の一部、淀江町佐陀字沖新田及び字東小堀の各一部、淀江町西原字北沼田の一部

---

#### 鳥取県告示第737号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第6条第1項第9号に該当したことにより、同法第24条の6の5第1項の規定に基づき次のとおり登録の取消しをしたので、同法第24条の6の8の規定により告示する。

平成21年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 商号  
株式会社ビーアライブ
- 2 代表者の氏名  
代表取締役 近江 大輔
- 3 主たる営業所の所在地  
米子市米原四丁目4-11
- 4 登録番号  
鳥取県知事(1)第00311号
- 5 登録年月日  
平成18年12月13日
- 6 登録の取消しの年月日  
平成21年11月26日

---

#### 鳥取県告示第738号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所  
鳥取市気高町八東水字短尾2708の22
- 2 指定の目的  
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、大栄町土地改良区が行う土地改良事業（大栄町土地改良区営土地改良事業大栄町土地改良区維持管理）に係る土地改良事業計画の変更を平成21年12月1日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

平成21年12月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

#### 鳥取県告示第740号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月8日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人真誠会	訪問看護ステーション ネットケア	米子市河崎590-2	平成21年12月1日	居宅療養管理指導

#### 鳥取県告示第741号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月8日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人真誠会	訪問看護ステーション ネットケア	米子市河崎590-2	平成21年12月1日	介護予防居宅療養管理指導

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第83号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権

を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年12月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,754
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,946
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,977
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,061
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,920
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,905
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,640
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,907
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,614
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,668
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,869

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年12月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
株式会社エイワ ン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町東園631-1	東伯郡北栄町松神字東灘山1209-1外2筆（1,651.7平方メートル）	砂（2,402.1立方メートル）	平成21年11月16日から平成22年5月15日まで	平成21年11月16日
株式会社エイワ ン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町東園631-1	東伯郡北栄町松神字高浜1205-360外5筆（4,615.7平方メートル）	砂（10,455立方メートル）	平成21年11月16日から平成22年11月15日まで	平成21年11月16日

## 正 誤

平成21年12月1日付鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 9

行 18

誤 平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

正 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

頁 9

行 19及び20

誤 資格の決定を行った日から平成24年3月31日まで

正 資格の決定を行った日から平成25年3月31日まで